欧州特許庁（EPO）、特許付与手続きの完全デジタル化に関する規定を公表

２０２６年１０月７日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2027年4月1日に予定している特許付与手続きの完全デジタル化について、その内容を規定する官報が発行されたことを2026年10月1日に公表した。

3つの官報において、次のような点が規定されている。

- 電子的通知について（A40）
 - EPOからの電子的通知は、MyEPO Mailboxを通じて行われる（第1条(1)）。
 - 電子的通知について、紙媒体での通知は同時に行わない（第1条(4)）。
 - PCT出願については、出願人又は代理人の申請により、ePCTを通じて通知が行われる（第2条(1)）。MyEPO Mailboxを保有しているか、PCT Linkを利用可能な場合には、MyEPO MailboxとePCTの両方から通知が行われる（第2条(2)）。
 - 電子的通知が行えない場合、通知が紙媒体を含む場合、EPOが特別な事情により必要と判断した場合にのみ、郵送が行われる（第3条(1)）。
- 書類提出について（A41）
 - 欧州特許出願、PCT出願、及びそれに関連する書類については、Online Filing 2.0又はEPO Contingency Upload Serviceから提出できる（第1条(1)）。
 - 特許協力条約第2条(2)に基づき署名が必要な書類が、郵送により提出された場合、例外を除き（原文参照）、電子的に再提出しなければならない（第12条）。
- 欧州特許条約第115条に基づく第三者情報提供の提出について（A42）
 - 第三者情報提供は、電子的に提出しなければならない（第1条(1)）。
 - 第三者情報提供は、そのためのonline form、Online Filing 2.0、又はEPO Contingency Upload Serviceを使用できる（第1条(2)）。

－EPOのニュースリリース等は、以下参照－
（ニュースリリース）
https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-publishes-first-implementing-measures-fully-digital-patent-granting-process

（官報_決定について）
https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2026/09/a40

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2026/09/a41
https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2026/09/a42

（官報_通知について）
https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2026/09/a43

（特許付与手続きの完全デジタル化についての説明ページ）
https://www.epo.org/en/applying/fully-digital-patent-granting-process-1-april-2027-what-you-need-know-and-do

（以上）